

No	質問の宛先	質問	回答	質問受付日
1	兵庫県	共同事業者について、応募後もしくは仮に採択頂いた場合には採択後に追加することは可能でしょうか？	交付決定後の共同事業者への変更は、申請時に想定し得ない事由が生じた場合に限り認める。（例：ポート候補地の調査において、地中より文化財等が発掘されたことから、共同事業者への申請を変更する等）	4月11日
2	兵庫県	① 令和7年度公募要領の4（2）申請資格・要件「オ」に、公正取引委員会からの排除措置命令または納付命令を受けてから1年を経過しない者は「代表事業者」や「共同事業者」はなれない旨が記載されていますが、「協力事業者」として事業に参画することは可能との理解で宜しいでしょうか？ ② 「協力事業者」として事業に参画した上で、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過後、「共同事業者」に役割を変更することは可能でしょうか？	① 申請時から協力事業者としての申請を可とする。 ② No1のとおりとします。 ※公募要領4（2）オ 参照 オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者	4月16日
3	兵庫県	補助対象事業（1）アの「空飛ぶクルマのビジネス化に向けた実証フライト等実証実験」への申請を検討しております。 尼崎フェニックスへの実証フライトを補助対象として申請したいと考えておりますところ、これに関して以下二点ご質問させていただきます。 ①令和7年度内は尼崎フェニックスの利用は可能と考えてよろしいでしょうか。 ②仮に事業採択後、令和7年度中のどこかのタイミングで尼崎フェニックスが撤去されるような事態になった場合、申請者の責めに帰すべき事由によらない事業の廃止となるかと存じますが、この際の手続きはどのような流れになりますでしょうか。申請者の負担にならない形で廃止の手続きが進められるものでしょうか。	① 万博期間中の利用については、他の利用者と調整になります。所管元である兵庫県 土木部 港湾課へお問合せ願います。 (E-mail : kouwanka@pref.hyogo.lg.jp) 万博終了後は、撤去する可能性があります。現時点で、撤去時期について決まっておりません。 ② 上記①のとおり、万博終了後の撤去時期は現時点では決まっておりません。尼崎フェニックス事業用地にあるデモフライト用暫定ポートの使用許可を受けていたにも関わらず、使用が困難になった場合の取扱については、別途協議とします。	4月17日
4	兵庫県	同一事業者が複数案件の申請が可能とのことですが、例えば「（2）ビジネスモデルの検証に資する事業」に対して、「イ 空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備に資する調査・検討」、「ウ 空飛ぶクルマの実現に向けた社会受容性向上の取組」において、それぞれ別事業として申請させて頂くことは可能でしょうか？	公募要領6（2）イのとおり、同一事業者が複数案件の申請を行うことも可能ですが、一つの事業を複数案件に分割して応募することは出来ません。	4月18日
5	兵庫県	申請資格・要件について、協力事業者がア～オに該当する場合は申請することは可能でしょうか？	No. 2 ①のとおりとします。	4月18日